

特別養護老人ホームルーエハイム

短期入所生活介護 重要事項説明書

1、施設経営法人

法人名 社会福祉法人博愛会
法人所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番15号
電話番号 059-378-2635
FAX 059-378-2636
代表者氏名 理事長 田中彩子
設立年月日 平成9年6月3日

2、施設の種類 併設型短期入所生活介護施設

平成12年4月1日指定 三重県2470300167号
施設の目的 併設型短期入所生活介護事業は、生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練員・管理栄養士が、要介護認定者等に対して短期入所にて、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことを目的とする。

施設名称 特別養護老人ホームルーエハイム

施設の所在地 三重県鈴鹿市長法寺町字権現763番地

電話番号 059-372-3811

FAX 059-372-3814

施設長氏名 森岡賢治

当施設の運営方針 併設型短期入所生活介護施設は、要介護状態等となった場合において利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助その他の日常の生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

開設年月日 平成10年7月8日 入所定員 20名

3、通常事業の実施地域 地域指定はありません

4、居室の概要

当施設では、以下の居室設備をご用意しています。(下記の居室設備は、指定介護老人施設ルーエハイムと併用になっております。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	6室	1人当たり面積 17.06 m ² 従来型個室
2人部屋	5室	1人当たり面積 16.12 m ² 多床室
4人部屋	1室	1人当たり面積 11.63 m ² 多床室
合計	12室	床面積 709.54 m ²
食堂	1室	床面積 307.63 m ²
機能訓練室 (食堂と兼用)	1室	[主な設置機器] 平行棒 ホットパック装置
浴室	2室	機械浴・一般浴
医務室	1室	面積 15.85 m ²
静養室	1室	面積 15.85 m ²

※居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設で可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

※居室に関する特記事項：各居室に備え付けのトイレ・洗面所があります。

5、職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員(入所と兼務)として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	備考
1. 施設長	1名	1名	
2. 生活相談員	1名	1名	
3. 介護職員	21.8名	介護職員・看護職員 合わせて17名	専任
4. 看護職員	4.5名		
5. 機能訓練指導員	1名	1名	
6. 介護支援専門員	1名	1名	
7. 管理栄養士	2名	1名	
8. 医師	0.1名	0.1名	非常勤

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13:30~15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6:30~15:30 2名 日中： 8:30~17:30 4名 10:45~19:45 2名 夜間： 15:30~ 9:30 3名

3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：15～17：15 3名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8：15～17：15 1名
5. 管理栄養士	毎週月～金曜日 8：45～17：30 1名

6、施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、介護負担割合証に基づく利用者負担割合を差し引いた額が介護保険から給付されます。

〈サービス概要〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士を配置しています。栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した献立による食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8時～ 昼食：12時～ おやつ：15時～ 夕食：18時～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。 一般浴（日曜日を除く午前）
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴ができます。特浴（日曜日を除く午後）

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能を回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・看護師が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のために、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉

下記の料金によって、ご利用者の要介護度等に応じた介護保険給付額を除いた金額（介護保険負担割合証による利用者負担割合の自己負担額）と食費（一食ごと）・滞在費に係わる負担額の合計額をお支払いください。

食費・滞在費については、各保険者が発行する負担限度額認定証による金額にて決定いたします。負担限度額認定証をお持ちでない方は、第4段階にて利用負担をいただきます。

【地域単価区分：1単位＝10.33円】

(単位/1日)

施設サービス費 (一割負担額)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	603	672	745	815	884
従来型個室	603	672	745	815	884

○上記施設サービス料金には、各種加算の一部負担額は含まれておりません。

●長期利用者提供減算

連続して30日を越えて短期入所生活介護を利用した場合、超えた日(31日目)から60日目まで1日30単位を所定単位数から減算します。

連続して61日目からの施設サービス費は下記の通りとなります。

(単位/1日)

施設サービス費 (一割負担額)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	573	642	715	785	854
従来型個室	573	642	715	785	854

食費 (食材料費及び調理費)	利用者負担段階	日額負担額
内訳 朝食 398円 昼食 628円 夕食 545円	第1段階	300円
	第2段階	600円
	第3段階①	1,000円
	第3段階②	1,300円
	第4段階	1,571円

※ 負担限度額認定証対象者(第1段階～第3段階)の日額食費上限は、上記の通りです。

従来型個室 滞在費 (光熱水費及び室料)	利用者負担段階	日額負担額
	第1段階	380円
	第2段階	480円
	第3段階①②	880円
	第4段階	1,739円

多床室 滞在費 (光熱水費)	利用者負担段階	日額負担額
	第1段階	0円
	第2段階	430円
	第3段階①②	430円
	第4段階	915円

※ ご契約者がまだ要介護認定等をうけていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○食費：食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用になります。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食事額（1日あたり）のご負担となります。

○滞在費：居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））
当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室ご利用の方には、光熱水費相当額、従来型個室ご利用の方には、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

《各種加算について》

●ご契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご契約者に対し、その居宅と当事業所間の送迎を行う場合、加算されます。

送迎加算 184 単位／片道

●常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員を配置している場合や、尚且つ利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れている場合、加算されます。

看護体制加算（Ⅰ） 4 単位／日

看護体制加算（Ⅱ） 8 単位／日

看護体制加算（Ⅲ）イ 12 単位／日（要介護3以上が70%以上の場合）

看護体制加算（Ⅳ）イ 23 単位／日（要介護3以上が70%以上の場合）

(看護体制加算 (Ⅰ) と (Ⅱ) の算定、もしくは (Ⅲ) イと (Ⅳ) イの算定のどちらかになります。)

●基準を上回る夜勤職員を配置している場合や、尚且つ夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる職員を配置している場合、(Ⅲ) が加算されます。

夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13 単位/日
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15 単位/日

●介護福祉士の資格保有者や一定以上の勤続年数を有する者等を配置している場合、加算されます。

サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日

(サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ) はいずれかの算定のみです。)

●介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)・・・国の基準に準じます。(加算率：14.0%)

●機能訓練指導員を配置し、他の職種の者と共同して、計画作成・実施を行う場合、加算されます。

機能訓練加算	12 単位/日
--------	---------

●機能訓練指導員等がご契約者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が生活機能向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合、加算されます。

個別機能訓練加算	56 単位/日
----------	---------

●ご契約者に医療行為が必要で協力医療機関との緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決め等を行っている場合、加算されます。

医療連携強化加算	58 単位/日
----------	---------

●居宅サービス計画において利用が計画されておらず、介護者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受ける事ができずに緊急で利用した場合、加算されます。

緊急短期入所受入加算	90 単位/日
------------	---------

(認知症行動・心理症状緊急対応加算と重複しての負担はありません。)

(利用開始日から起算して 7 日を上限として加算。介護者の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日を上限として加算。)

- ご契約者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合、加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位/日

(利用開始日から起算して 7 日を上限として加算。)

- ご契約者が若年性認知症と認められている場合、加算されます。

若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日

(認知症行動・心理症状緊急対応加算と重複しての負担はありません。)

- 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、加算されます。

療養食加算 8 単位/回

- 専門的な認知症ケア実施のため、認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置している場合、加算されます。

認知症専門ケア加算 (I) 3 単位/日

認知症専門ケア加算 (II) 4 単位/日

- 看護職員の体制確保や対応方法を定め、看取り期のご契約者に対してサービス提供を行った場合、加算されます。

看取り連携体制加算 64 単位/日

(死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度に加算されます。)

- 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、個別機能訓練計画を作成した場合、加算されます。

生活機能向上連携加算 (I) 100 単位/月

生活機能向上連携加算 (II) 200 単位/月

- 事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意のものと歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価した場合、加算されます。

口腔連携強化加算 50 単位/回 (1 月に 1 回限り)

- 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活

用を支援するため、ご契約者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合、加算されます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位／月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 200 単位／月

【減算について】

●業務継続計画未実施減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算します。

●高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生または再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料の全額がご契約者の負担となります。

①理髪・美容

毎月1回程度、移動理美容車による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ）をご利用いただけます。事前に予約が必要です。利用料金は別紙ご参照下さい。

②レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブに参加して頂くことができます。

利用料金：材料等の実費をいただきます。

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用〔（2） - ①を除く〕は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払ください。

下記の指定口座から自動引き落とし（利用月の翌月の15日と27日、土・日・祝の場合はその翌日）

(ア) 百五銀行	毎月15日
(イ) 百五銀行以外の金融機関	毎月27日

7、当施設利用中に、医療機関への受診等の必要が生じた場合、原則として、ご家族でかかりつけ医へ受診等をお願いします。

やむをえず、ご家族の都合により当施設にて送迎を行った場合、送迎費を全額負担していただきます。ただし、施設の事情により送迎を行えない場合があります。（送迎費：片道1,928円、往復3,856円）

8、利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は決められた時間をお願いします。
 - 8：45～17：30まで（正面玄関）
 - 17：30～20：00まで（夜間通用口）
- ・ 許可なく飲酒しないで下さい。
- ・ 施設敷地内における喫煙は禁止とさせていただきます。
- ・ 施設の設備、備品の取扱いは丁寧にし、万一破損した場合は速やかに職員に申出下さい。
- ・ 身の回り、所持品は常に整理整頓し、許可された以外の物品は、居室には持ち込まないで下さい。

9、利用にあたりご用意いただくもの

※ 持ち物は、今までに着用されたもので結構ですが、洗濯時には他の方と混同しますので、必ず油性ペンで名前を書いてください。

※ 荷物は、最小限にして下さい。

- ・ 介護保険被保険者証・介護保険負担限度額認定証（第1～3段階の方）
- ・ 介護保険負担割合証・医療保険被保険者証と老人医療証の写し
- ① 普段服用している薬
- ② 洗面用具・ティッシュペーパー
- ③ 肌着（2～3枚程度）
- ④ 寝巻き（2～3枚程度）
- ⑤ タオル・バスタオル（2～3枚）
- ⑥ 離床時の私服（2～3枚程度）
- ⑦ 靴下（2～3組）

10、防災対策

防災設備：消火器、非常警報設備、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の点検を年2回実施いたします。

防災訓練：年2回実施いたします。

1 1、事故発生時の対応について

①短期入所生活サービス提供において、事故が発生した場合速やかにご家族等に連絡をいたします。また市町村に連絡を行うとともに必要な処置を行います。

②サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

1 2、要望・苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談などは、担当者にお寄せいただければできる限り速やかに対応いたします。またお電話等では、ご相談できないような事がありましたら、事業所窓口に備え付けられました「ご意見箱」をご利用ください。また、当施設では、ご契約者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置いたしております。

苦情解決責任者：施設長

苦情受付担当者：利用に関する事：生活相談員

サービスに関する事：生活相談員

利用料金に関する事：事務担当者

受付窓口電話番号：059-372-3811

その他、第三者機関による苦情受付先もあります。

○ 各市町村の介護保険担当窓口

・ 鈴鹿市、亀山市

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課指導グループ 059-369-3205

・ 津市

津市役所健康福祉部介護保険課介護保険担当 059-229-3149

・ 四日市市

四日市市役所健康福祉部介護保険課管理・保険料係 059-354-8190

○ 三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165

○ 三重県医療保健部長寿介護課 059-224-2235

特別養護老人ホーム ルーエハイム

(短期入所生活介護)

重要事項説明書及び同意書

特別養護老人ホームルーエハイム（併設型短期入所生活介護）を利用するに当たり、重要事項説明書により、これらの内容に関して、担当者より説明を受け、十分に理解した上で、同意するとともに利用契約いたします。

契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、保証人、事業者が記名・捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所
電話番号

氏 名

印

(保証人) 住 所
電話番号

氏 名

印

(利用者との続柄)

(事業者) 住 所 三重県鈴鹿市長法寺町字権現 763 番地
事業者名 社会福祉法人博愛会
特別養護老人ホームルーエハイム

代表者名 理事長 田 中 彩 子

印